

道路整備財源の確保等に関する重点提言

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
2. 高速自動車国道、一般国道、地方道等におけるミッシングリンクを解消し、有機的なネットワークを形成するとともに、大規模災害時における代替性や広域的な医療サービスの提供等を考慮した円滑な交通体系を確立するため、その整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
3. 道路・橋梁等の長寿命化が図れるよう、耐震化、維持管理・更新等に対する防災・安全交付金等の補助制度及び地方債措置の拡充など財政措置を充実すること。